

会員各位

アライオートオークショングループ
荒井商事株式会社

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 早春の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素よりアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度アライオートオークションは、アライオークションへと名称を変更することとなりました。また、オークション規約(トラック/バス)の記載内容を整理し、改定を実施いたします。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導入日

2023年 4月 1日(土)

内 容

【規約改定】

1. アライオートオークションからアライオークションへの名称変更

下記のオークション規約内記載内容変更

- ・オークション規約(乗用/商用バン)
- ・オークション規約(トラック・バス)
- ・アライ総合機械オークション規約(包括)
- ・アライ総合機械オークション規約(バイク)

2. オークション規約(トラック・バス)の主な改定内容

- (1) 目次を新設、規約の記載内容の整理及び変更
- (2) 検査基準改定
- (3) クレーム処理細目の整理及び変更

1. アライオートオークションからアライオークションへの名称変更

- (1) アライオートオークションからアライオークションへの名称変更に伴い、規約内アライオートオークションの記載をアライオークションに変更
- (2) アライオートオークションからアライオークションへの名称変更に伴い、規約内アライ AA の記載をアライ A に変更

2. オークション規約(トラック・バス)の主な改定内容

(1) 目次を新設、規約の記載内容の整理、及び変更

(2) 検査基準改定

《現在》

アライAA トラック・バス専用 検査基準表

評価点	内容
5点	内外装の状態が良好で、無修正に近く良好なもの 上物(ボディ)に多少の使用感があるもの 小型トラック:走行 50,000kmまで 中型トラック・大型トラック:走行 100,000kmまで
4点	外装に多少の凹み,傷,钣金修理跡があるが修正せずに十分使用可能なもの 上物(ボディ)各部に,曲り,捻れ,凹みが少なく,状態が良好なもの 小型トラック:走行 200,000kmまで 中型トラック:走行 500,000kmまで 大型トラック:走行 800,000kmまで
3.5点	リヤフレーム及びリヤフレームに接合されているクロスメンバーに歪があるもの(歪大は評価0点) けん引フック部に歪があるもの キャブフロアより下位置に歪・修正・交換があるもの 走行不明(井)車両, メーター改ざん(*)車両
3点	凹みや傷等があり,修理・修正を必要とするもの 目立つ錆, 腐食があるもの エンジン・トランスミッションに不具合があるもの フロント・センターフレーム,クロスメンバーに歪があるもの(歪大は評価0点) キャブフロントパネル(ボンネットタイプを除く),バックパネルの交換 上物(ボディ)に瑕疵があるもの(ボディ取付に不具合のあるもの)
2点	フレーム・クロスメンバーの亀裂・腐食穴 キャブ・上物(ボディ)の腐食穴大
1点	冠水・消火剤散布車両等の瑕疵車両
0点	現状車両, 検査基準に該当しない車両 走行危険車両・不動車両
B点	現状車両 フロント・センターフレーム,クロスメンバーの亀裂・腐食穴が大きいもの
R点	R点: 修復車両(骨格部位の損傷・改造・加工等)
	R1点: 修復車両であり, 評価1点の内容と重複する車両
	R2点: 修復車両であり車両状態が悪いもの, 評価2点の内容と重複する車両
99点	ノー検査車両

※検査基準内容に示す評価点は, あくまでも上限評価点とする。

アライ A トラック・バス専用 検査基準表

評価点	基準内容
5点	内外装の状態が良好で、無修正に近く良好なもの 上物（ボディ）に多少の使用感があるもの 小型トラック：走行 50,000 km まで 中型トラック・大型トラック：走行 100,000 km まで
4点	外装に多少の凹み、傷、钣金修理跡があるが修正せずに十分使用可能なもの クロスメンバー（第一メンバー含む）の交換が良好なもの 上物（ボディ）各部に曲り、捻れ、凹みが少なく、状態が良好なもの 小型トラック：走行 200,000 km まで 中型トラック：走行 500,000 km まで 大型トラック：走行 800,000 km まで
3.5点	キャブフロントパネル（ボンネットタイプを除く）、サイドパネル、バックパネルの交換 クロスメンバー（第一メンバー含む）修正 クロスメンバー（第一メンバー含む）に軽微な歪、亀裂、腐食穴があるもの センター・リヤフレームに歪があるもの（歪大は評価 0 点） キャブフロアより下位置に歪・修正・交換等があるもの 走行不明（#）車両、メーター改ざん（*）車両
3点	凹みや傷等があり修理・修正を必要とするもの 目立つ錆、腐食があるもの エンジン・トランスミッションに不具合があるもの 外板からの入力がないフロント・センターフレームに歪、曲りがあるもの（歪大は評価 0 点） 上物（ボディ）に瑕疵があるもの（ボディ取付に不具合のあるもの）
2点	フレームの亀裂・腐食穴 キャブ・上物（ボディ）の腐食穴大
1点	冠水・消火剤散布車両等の瑕疵車両
0点	現状車両、検査基準に該当しない車両 走行危険車両・不動車両
R点	R点： 修復車両（骨格部位の損傷・改造・加工等） RB点： 修復車両であり、評価 B 点の内容と重複する車両
B点	現状車両 フレームの亀裂・腐食穴が大きいもの
99点	ノー検査車両

※検査基準内容に示す評価点は、あくまでも上限評価点とする。

(3) クレーム処理細目の整理、及び変更 変更

・遠隔地についてのクレーム申立期間変更

《現在》

第11章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム) 規程

第3条(処理基準)

8 クレーム等の申立期限は、オークション開催日から日曜日を除いた5日以内(期限最終日の 17 時まで)とする。

ただし、申立期限最終日がアライAA休館日の場合は、翌日の 17 時までとする。

また、アライAAが認めた特殊事情(遠隔地・災害上の問題等)の場合は、この限りではない。

上記以外でのクレームに関する申立期限に関しては、本規約及び本規約内のクレーム処理細目に定めるものとする。

なお、アライAAが定める遠隔地によるクレーム申立期限延長とは、搬出期限内の搬出及びクレーム申立期限内に、アライAA事務局への事前連絡を必要とする。また対象地域は、アライAA会場ごとに定めた地域とし、クレーム申立期限からプラス 2 日間としたうえで、期限最終日の 17 時までとする。また各会場で運営するヤードについては、会場ごとで定めるものとする。(遠隔地対応地域表 別紙あり)

↓

《改定後》

第 9 章 クレーム規程

第 3 条(期間)

1 クレーム等の申立期限は、オークション開催日から日曜日を除いた5日以内(期限最終日の 17 時まで、事務局営業時間外はFAXで申立)とする。ただし、申立期限最終日がアライA休館日の場合は、翌日の 17 時までとする。上記以外でのクレームに関する申立期限に関しては、本規約及び本規約内のクレーム処理細目に定めるものとする。出品店への連絡は、申立受付後、順次事務局より連絡をするものとする。

4 落札車両が基本となるクレーム申立期限内に届かない場合および遠隔地については、原則として車両到着日翌日のアライAの営業時間までクレーム受付期間の延長を認めるものとする。但し、アライAの搬出期限内に搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日以内にアライAへの申請を必要とする。また、輸送業者の遅延証明等提示を求めることがある。尚、期間延長の最長はオークション開催日を含めて10日以内のアライAの営業時間までとし、遠隔地については会場ごとで対象地域を定めるものとする。(遠隔地対応地域表 別紙あり)

第 10 条 (クレーム処理細則)

規程変更

・ターボ(過給機系)不良

商談落札 ノークレーム ⇒ クレーム対象

規程追加

・灯火類の不良

・EV 関係不良

・エアリー漏れ

・初度登録月相違

・上物寸法記載相違

・ミッション載せ替え(規格外)

・冷房の相違

- ・二次架装未記入
- ・車台番号改ざん
- ・担保設定等により完全な所有権移転ができない場合
- ・上物内容物未処理

※上記以外のクレームについてはアライ A 判断とし、クレーム申立て期限の最長を 180 日とする。

詳しくは弊社ホームページ <https://www.araiaa.jp/> にてご確認下さい。

以上